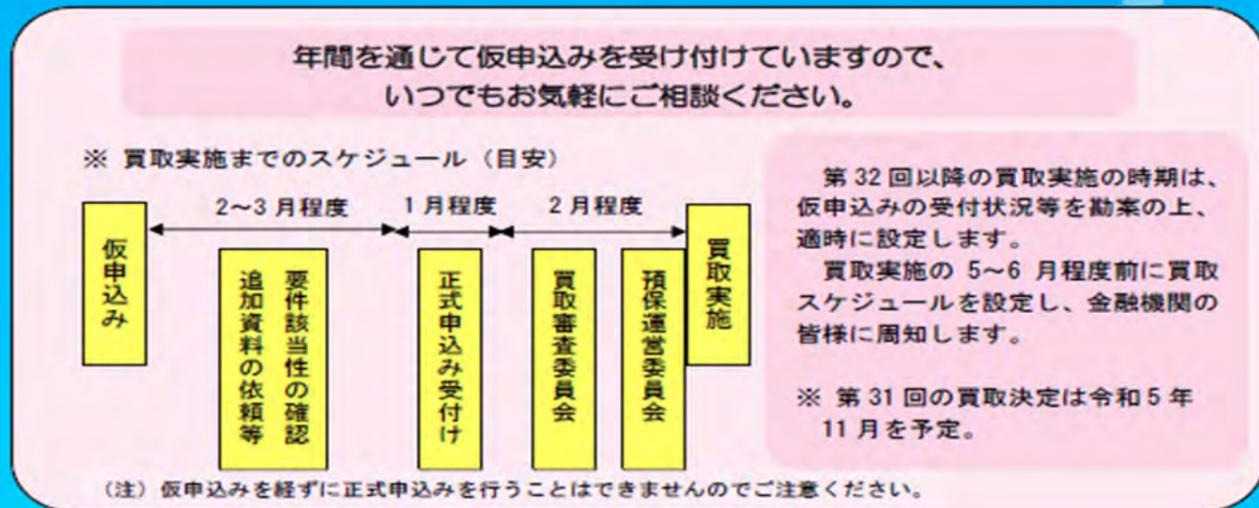


☆ 買取スケジュール



☆ これまでの買取決定の実績

買取決定年度	買取決定回	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額
平成24年度	第1回・第2回	16件	308,739千円	16,976千円
平成25年度	第3回	16件	1,774,085千円	49,868千円
平成26年度	第4回・第5回・第6回	58件	1,078,252千円	125,889千円
平成27年度	第7回・第8回	75件	2,689,740千円	188,727千円
平成28年度	第9回・第10回・第11回	41件	316,413千円	60,773千円
平成29年度	第12回・第13回・第14回	55件	1,088,644千円	372,635千円
平成30年度	第15回・第16回・第17回	17件	144,289千円	13,343千円
令和元年度	第18回・第19回・第20回	9件	77,035千円	14,639千円
令和2年度	第21回・第22回・第23回	8件	335,371千円	31,078千円
令和3年度	第24回・第25回・第26回	11件	148,397千円	65千円
令和4年度	第27回・第28回・第29回	9件	76,564千円	4,440千円
令和5年度	第30回・第31回	7件	11,318千円	25千円
	合計	322件	8,048,849千円	878,457千円

金融機関の皆様から寄せられたご意見、ご要望等を踏まえて、適宜制度の見直しを行っています。

- 買取要件に該当する債権であれば、約定返済中で期限の利益を喪失していなくても買取対象債権となります。
- 保証会社等の保証付き債権を保証付きのまま買取することが可能です。
- 保証会社等が代位弁済し、当該保証会社等が保有する債権を金融機関が買い戻した場合であっても買取対象となり得ます。



※ 属性要件のみ、行為要件のみ、両要件のそれぞれに該当する債権を買取っています。

# 特定回収困難債権買取制度

通常の方法で回収できない債権は、どうすれば...

社会的要請  
平成19年政府指針  
企業活動からの反社の排除！  
約款への暴排条項の導入

反社等との関係遮断！  
全都道府県で  
暴排条例施行  
管理態勢の整備充実を！  
警察や  
暴対法  
事業者からの利益供与禁止！  
サービスも買取りはNo!

競売妨害  
担当者への嫌がらせ  
担保不動産の占有  
資産隠し  
企業乗っ取りグループ  
中傷ビラの配布  
交渉への暴力団の介入  
強制執行妨害  
街宣による中傷



自分達だけで悩まないで！

→本制度は、預金保険機構・整理回収機構が、金融機関の抱えている回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難な債権を買い取り、反社との与信取引を解消し、その関係の遮断により金融機関の財務内容の健全性を確保するものです。

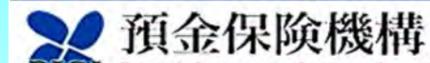
→警察当局とも連携し、本制度を利用する金融機関の安全にも配慮しています。

## 回収困難なその債権は？

- |   |    |   |
|---|----|---|
| <p>(属性要件)<br/>債務者又は保証人が暴力団・総会屋かも...</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅ローン債務者が暴力団員</li> <li>○ 債務者法人の保証人が暴力団関係者 etc...</li> </ul> | or | <p>(行為要件)<br/>競売妨害や暴力的な言動で身の危険を...</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支払督促をしたら街宣車が来た。</li> <li>○ 返済交渉に暴力団員が来た。 etc...</li> </ul> |
|---|----|---|

預保で買い取ります。

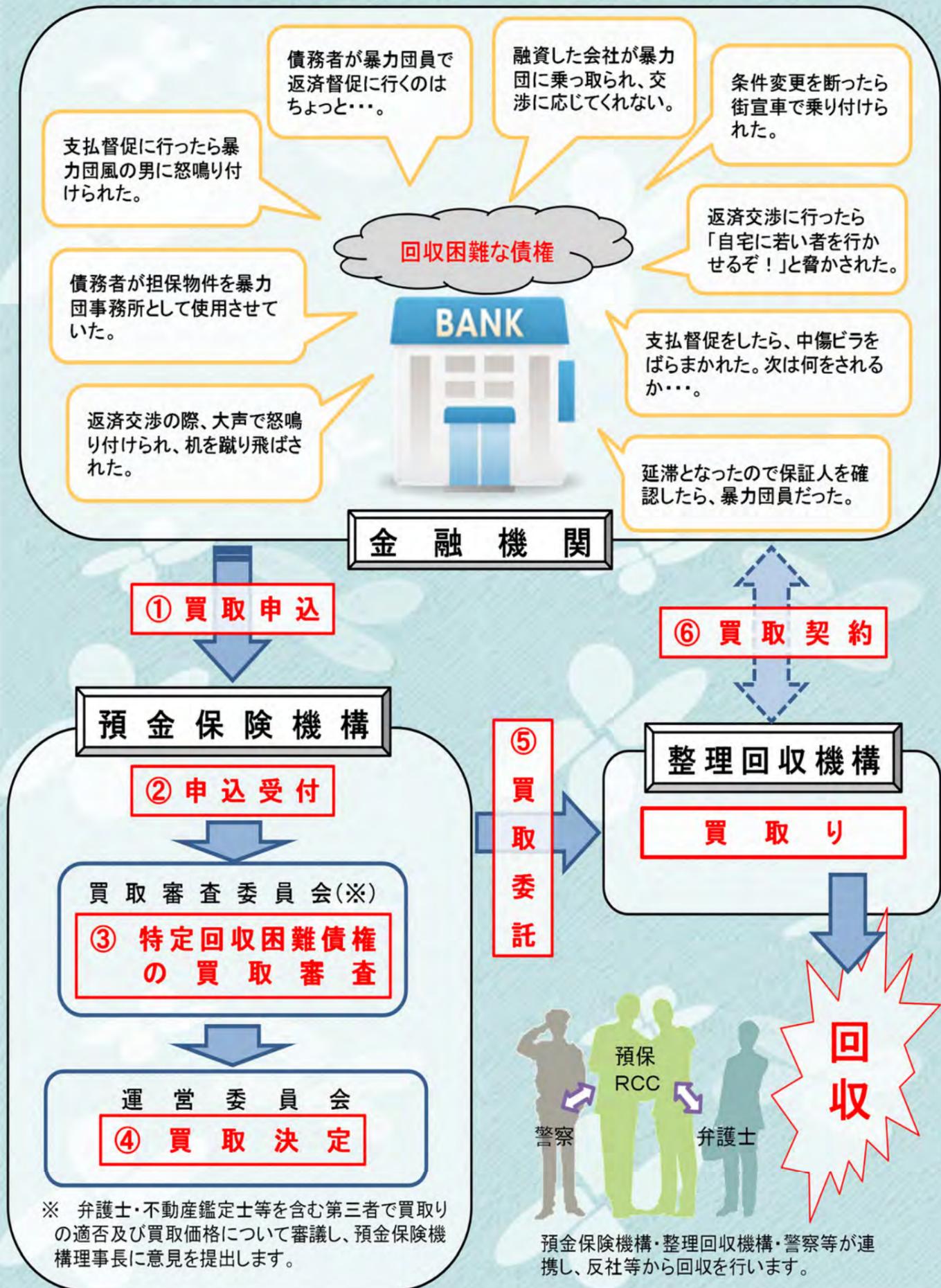
お問い合わせは下記まで



DICU Deposit Insurance Corporation of Japan  
金融業務支援部 業務企画課 (特定回収困難債権業務担当)  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ13階  
TEL: 03-6262-6795 (直通) mail: t-saiken@dic.go.jp  
(大阪業務部 特定回収困難債権業務担当)  
〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル3階  
TEL: 06-6263-3716 (直通)

本制度は、預金保険制度の対象金融機関が保有する債権が買取対象となります。

# 特定回収困難債権買取手続の概要



買取りの要件については以下を参考に。

## 特定回収困難債権とは？

金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情のある債権

**属性要件** 又は **行為要件**

この2つの要件のいずれかに該当すると認められる債権

### 属性要件とは？

債務者又は保証人が次のいずれかに該当すること。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- 暴力団員等(①～⑥に掲げる者をいう。以下同じ。)と次に掲げる関係を有する者
  - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- その他上記①～⑥に準ずる者

属性要件？

行為要件？

### 行為要件とは？

競売妨害や暴力等に代表される次の①～⑤の**回収妨害行為**に該当すること。

- 暴力的な要求行為  
例: 机を叩き、怒鳴りつけるなどして返済条件の変更を要求した。
- 法的な責任を超えた不当な要求行為  
例: 金融機関のミスにつけ込み、債務の減免を要求した。
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
例: 返済交渉の際、「月夜の晩ばかりじゃ無いぞ。」等脅迫的言動をした。
- 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて金融機関の信用を毀損し、又は金融機関の業務を妨害する行為  
例: 金融機関の中傷ビラを配布した。
- その他①～④に準ずる行為  
例: 競売物件に虚偽の賃借権を設定し、競売への入札を妨害した。

※ 詳しくは、預金保険機構ホームページ(<https://www.dic.go.jp>)「特定回収困難債権の買取りに係るガイドライン」をご参照下さい。